

【 議案第45・46号 市道路線の認定・廃止 】

首都圏中央連絡自動車道の工事搬入路のために架設されていた仮橋について、工事完了に伴い、一般の方も通行できるものとして、供用を開始するに当たり、路線の終点に変更が生じ、新たに路線として認定・廃止するものです。